

ふじのくに権限移譲推進計画（第4期）

静岡県

ふじのくに権限移譲推進計画（第4期） 目次

第1章 権限移譲の基本的な考え方	1
1 本県の取組	1
(1) これまでの取組	1
(2) ふじのくに権限移譲推進計画（第3期）を通じた課題	5
(3) 地域社会の展望と権限移譲	7
(4) これからの取組（権限移譲推進の理念）	7
2 権限移譲を推進するための方策	9
(1) PDCAサイクルの活用	9
(2) 事務執行の支援の強化	10
(3) 全体最適を考慮した移譲事務の柔軟な見直し	11
第2章 実施計画	13
1 移譲予定事務等	13
(1) 移譲予定事務	13
(2) 協議継続事務	13
2 権限移譲の基本的な手順	14
別添資料	
別表1 移譲予定事務	15
別表2 協議継続事務	18

第1章 権限移譲の基本的な考え方

1 本県の取組

(1) これまでの取組

本県では、他県に比べ早い段階から権限移譲の取組を進めてきた。平成6年度には「地方分権研究会」を庁内に設置し、権限移譲を含む検討結果を国の地方分権推進委員会へ提言した。平成7年度には、県から市町村への権限移譲の円滑化等を目的とする「技術職員等派遣制度」を、平成8年度には、市町村への権限移譲を推進するとともに、移譲事務の適正かつ円滑な執行を図るため「権限移譲事務交付金制度」を創設し、平成9年度には地方分権一括法の施行に先駆けて静岡県第1次権限移譲推進計画（計画期間：平成10年度～12年度。以下「第1次計画」という。）を策定した。

第1次計画では、権限移譲を推進するに当たって、地方自治体が分担する事務は、基礎自治体である市町村が分担することを基本（特に住民に身近な行政は第一義的に市町村において処理する）とした。その後、静岡県第3次権限移譲推進計画（計画期間：平成16年度～18年度。以下「第3次計画」という。）では、政令指定都市への大幅な権限移譲と、市町村合併の推進と一体となった権限移譲（市町村の受入能力に合わせた人口規模別の権限移譲）を進めた。

第1次計画から第4次計画（計画期間：平成10年度～21年度）における権限移譲に当たっては、

- ・ 住民への近接性の高い事務（住民に身近な事務は市町村が分担）
- ・ 事務の関連性（窓口の市町村で手続きが完結することによる住民サービスの向上）
- ・ 市町村間の権限のバラツキ防止（同規模の市町村では移譲事務を統一運用）に配慮しつつ、市町村と県との役割分担を明確化した。

その後、ふじのくに権限移譲推進計画（第1期）（計画期間：平成23年度～25年度。以下「ふじのくに第1期計画」という。）では、県内の市町村合併が進み、自治能力が向上した基礎自治体が増えたことと併せ、国において内政統治のあり方を含めた地域主権改革が進められたことを捉えつつ、道州制への移行も視野に入れて取り組んでいくために、権限・財源・人材の三位一体の権限移譲の推進を打ち出し、国の地域主権改革に先行した権限移譲の推進、市町の意向に積極的に対応した権限移譲の推進などを方針として定めた。

このため、従来からの市町村の事務処理能力に応じた人口規模別の権限移譲に加え、個別市町からの権限受入意向に対応した「手挙げ方式」を導入して、移譲事務の選定を行った。ふじのくに権限移譲推進計画（第2期）（計画期間：平成26年度～28年度。以下「ふじのくに第2期計画」という。）以降においても、これら方針を継続して移譲事務の選定を行っている。

さらに、ふじのくに権限移譲推進計画（第3期）（計画期間：平成29年度～令和元年度。以下「ふじのくに第3期計画」という。）では、市町の意向をできる限り尊重する手挙げ方式、市町の課題や実情、社会経済情勢の変化に伴う市町の意向を踏まえた柔軟な移譲、著しく非効率な事務の返上も含め、計画推進に際して弾力的な対応を図ることも念頭に置いて権限移譲を推進してきた。

併せて、平成8年度に創設した権限移譲事務交付金制度も随時改正し、適正な財源措置を図ってきた。

- ・平成11年度：初度調弁費、基礎額を追加
- ・平成13年度：事情変更による決定の取消又は変更、返還を追加
- ・平成23年度：初度調弁費の類型創設
- ・平成24年度：算定式及び交付対象外基準の明確化

これらは本県における権限移譲の大きな推進力となり、他県に比べ多くの権限を移譲する結果となった。平成31年4月1日現在では、125本の法律に基づく事務を移譲しており、15年連続で全国一の実績となっている。特に、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、独立行政法人農業者年金基金法に基づく事務などは、本県のみが市町に移譲している。

この結果、各市町においては、住民に身近な市町において事務処理が可能となり、住民の利便性の向上や地域に密着したきめ細かな対応、事務の迅速化などの効果が生じている。

本県が計画初期に権限移譲を進めた事務には、その後、国もその効果を認めて法定移譲となった事務も多数あり、本県が国の地方分権改革や権限移譲を牽引する一翼を担ってきたことを示している。例えば、老人福祉法に基づく「有料老人ホームの立入検査等の事務」や、ガス事業法に基づく「ガス用品販売事業者の立入検査等の事務」は、本県では平成15年度に条例移譲し、その後平成24年度に法定移譲されている。

また、国の第2次地方分権改革期に法定移譲されることが予定された事務に対して、法令で定める移譲時期に先行して県内の市町への移譲を進めた。騒音規制法、悪臭防止法等環境関連事務は、法定移譲される前に条例移譲を行うことにより、県からの権限移譲事務交付金の交付や人的支援を活用して、市町が法定移譲される際に生じる負担を軽減することに繋がり、市町のモチベーションを引き出し、円滑な権限移譲を促す効果をもたらした。

令和元年度までには、計7次にわたる権限移譲推進計画に基づいて着実に権限移譲を進めてきた結果、平成23年度からは個別市町からの権限受入意向に対応した「手挙げ方式」を導入しているものの、市町の移譲希望事務は減少傾向にある。このことから、一定の事務権限が市町に移譲され、権限移譲により住民との近接性を図るといった当初の目的は一定の水準に達し、市町における現状の法体制下で可能な行政運営の基盤整備は整ってきたものと評価できる。

一方、権限移譲の進展（権限移譲事務量の増加と事務内容の高度化）に並行して、市町においては、集中改革プラン期（平成17年度～22年度）に国から推進が求められた定員削減を進めていた中で、リーマン・ショックに端を発する景気後退が加わり、行財政運営が厳しさを増していく。現在では、人口減少社会における事務処理体制の構築自体も課題に加わり、市町からは「権限移譲を受けたくても受ける体制が整わない。」という意見が聞かれるようになっていく。

また、地方分権改革が、機関委任事務や義務付け・枠付けを縮小させ、中央集権型の画一的な国と地方の構造の時代から、各基礎自治体が自ら考えて行動し、最終的な責任を負わなければならない時代（自己決定、自己責任）へと大きく展開させた。更に、地方創生の政策に見られるように、国の支援の要件として住民参画の下に計画を策定することが求められるなど、国が地方に一律の事務手続きを要請する課題が非常に増えており、これらの課題に対応するため市町の負担も更に増している。

この課題に対しては、本県では、地方分権時代における新たな県と市町の施策協働で、最適な行政経営を展開するため、県と市町及び市町同士が連携し、県・市町が共通して抱える行政課題の解決に向けて取組む実践的な組織として、県・全市町・県市長会町村会総合事務局で構成する「静岡県行政経営研究会」を平成26年に立ち上げ支援を充実させているが、小規模な市町を

中心として更なる県の支援の具体化が求められている。

権限移譲は自己決定と自己責任という地方分権の目的を実現するための重要な手法の一つであるが、今後の推進に当たっては、このような人口減少時代における地方公共団体が置かれた現状と課題を踏まえた検討と取組が必要である。

■ これまでの権限移譲推進計画の内容

計画名 (計画期間)	基本方針／重点事項 等
第1次計画 (H10～H12)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲可能なものから実施 ・ 国の地方分権一括法に先行した対応
第2次計画 (H13～H15)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の地方分権一括法を踏まえた対応 “都市計画法の開発行為許可などの先進事例”
第3次計画 (H16～H18)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政令指定都市への大幅な移譲 ・ 市町村合併の推進と一体となった移譲 “特定非営利活動促進法のNPO法人設立認証などの先進事例”
第4次計画 (H19～H21)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政令指定都市への更なる移譲 ・ 市町村合併の推進と一体となった移譲
ふじのくに 第1期計画 (H23～H25)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三位一体の権限移譲の推進 ・ 国の地域主権改革に先行した移譲 ・ 市町の意向に積極的に対応 “手挙げ方式の導入” ・ 将来の道州制移行を視野
ふじのくに 第2期計画 (H26～H28)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三位一体の権限移譲の推進 ・ 市町の意向に積極的に対応 ・ 大都市制度改革への対応 ・ 市町の権限受入体制の確保
ふじのくに 第3期計画 (H29～R1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権限移譲事務の質の向上 ・ 市町間連携による移譲事務の処理 ・ 市町の意向を踏まえた権限移譲推進計画の推進 ・ P D C Aサイクルの確立

■ これまでの権限移譲推進計画及び実績

計画名	計画期間	計 画		実 績	
		法令数	事務数	法令数	事務数
第1次計画	H10～H12	36	147	37	156
第2次計画	H13～H15	42	362	60	470
第3次計画	H16～H18	88	1,118	131	1,303
第4次計画	H19～H21	22	220	42	375

計画名	計画期間	計 画		実 績	
		法令数	事務数	法令数	事務数
ふじのくに第1期計画	H23～H25	53	673	59	676
ふじのくに第2期計画	H26～H28	57	685	60	460
ふじのくに第3期計画	H29～R1	23	267	32	392

※H22は市町との協議が調った8法令59事務を移譲

※ふじのくに権限移譲推進計画（第3期）の移譲実績は平成31年4月現在

■ 事務処理特例制度活用による移譲事務数の推移（各年度当初累計）

年 度	法令数	事務数	年 度	法令数	事務数
平成12年度	118	1,179	平成22年度	206	2,592
平成13年度	133	1,356	平成23年度	215	2,768
平成14年度	137	1,460	平成24年度	203	2,568
平成15年度	143	1,577	平成25年度	211	2,625
平成16年度	152	1,608	平成26年度	213	2,604
平成17年度	184	2,135	平成27年度	212	2,633
平成18年度	191	2,371	平成28年度	215	2,611
平成19年度	197	2,403	平成29年度	214	2,640
平成20年度	201	2,484	平成30年度	216	2,800
平成21年度	204	2,551	令和元年度	215	2,806

※法令数が対前年度比で減となっているのは、地方分権推進一括法等により条例に基づく移譲から法定での移譲に振り替わったこと等による。

(2) ふじのくに権限移譲推進計画（第3期）を通じた課題

平成27年度に静岡県議会に地方分権推進特別委員会が設置され、同委員会からは、県から市町への権限移譲について、「権限移譲事務交付金等の財源措置、市町への人的支援などについて検証」するよう提言がなされた。

これを踏まえて、ふじのくに第3期計画では、権限移譲の効果や課題を検証して継続的な改善を図るためのPDCAサイクルの導入、市町の課題や意向等を可能な限り尊重した柔軟な移譲、著しく非効率な事務の返上等、計画の弾力的な対応を位置付けるなどの方針を取り入れて権限移譲を進めている。

しかし、計画期間に行ったPDCAサイクルによる改善は進められているが、これらの課題意識への対応は今後も継続して進めていく必要がある。

権限移譲に対する市町の基本的な考えとしては、「条件が整えば移譲を受入れる」が大部分を占める一方で、一部の市町からは「これ以上の権限の受入れは難しい」という意見も挙げられている。

また、これまでの権限移譲に対する評価では、権限の移譲により住民サービスや行政効率が上がる効果が認められた一方で、事務量増加の反動によりサービスの低下や事務執行に課題が生じたとの意見もあった。さらに、多くの市町で、事務処理件数が少ないため事務執行に係る知識やノウハウの蓄積が困難であるという意見や、人員不足により事務執行が負担となっているという意見が挙げられている。

これらの市町の意見や課題感を踏まえ、市町が真に求める事務権限の移譲や、権限移譲に伴う課題を解決するための検討を継続していく必要がある。

■ 権限移譲に対する市町の基本的な考え方

主な回答	市町数
条件が整えば移譲を受ける <受入体制、財源、県の支援体制等>	22市11町
うち、受入れにあたり課題がある <事務量の増加、人手不足、業務の煩雑化や管理面に課題が生じる恐れ>	(3市)
移譲を受入れる趣旨は理解できるが、これ以上の移譲受入れは困難	1市
その他 <国が地方に求めるビジョンとも照らし合わせた検討が必要>	1市

■ 権限移譲による効果（住民サービスや行政効率等の向上）が著しい事務（抜粋）

効果のあった事務	理由	市町数
旅券発給事務 (旅券法)	<ul style="list-style-type: none"> 県への進達が必要となり受理、発行までの期間が短縮 申請書類(戸籍)の取得と同時に申請が可能 件数があり、ルーチン業務として定着 	13市7町
文化財等に関する事務 (文化財保護法、文化財保護条例)	<ul style="list-style-type: none"> 申請から許可までの期間が短縮 受付により開発有無や計画の把握ができ、都市計画部門との情報共有が図れる 市の許可で軽微な変更を実施可能なため景観維持に繋がる 	7市1町
農地転用許可事務 (農地法)	<ul style="list-style-type: none"> 許可までの時間の短縮(2ヶ月→1ヶ月) 地域の実態に即した処理が可能 	5市3町
里親認定申請事務 (児童福祉法、同施行規則)	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類(住民票、課税証明書等)の取得と同時に申請が可能 	4市
自然公園に関する事務 (自然公園法、県立自然公園条例)	<ul style="list-style-type: none"> 許可までの時間の短縮 地域の実態に即した処理が可能 	4市

■ 権限移譲に伴い生じた課題

課 題	市町数
・事務処理件数が少ないため、知識やノウハウの蓄積、引継ぎが困難	13市5町
・専門知識を備えた人材の確保に難	9市1町
・事務負担の増加(人員の不足等)	4市
・移譲前の資料等の引き継ぎが不十分で対応に苦慮	2市
・受付事務のみ移譲されている場合、詳細内容や手続き状況などの問い合わせ対応に苦慮(建築基準法等)	1市1町
・相談内容が年々複雑化しており、市町では判断や回答が難しい場合あり(墓地、埋葬等に関する法律)	1町

(3) 地域社会の展望と権限移譲

国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口」(平成30年推計)によると、今後、静岡県の人人口減少はさらに加速し、年少人口(0～14歳)は2040年には2015年と比較して7割程度となり、生産年齢人口(15～64歳)は第二次ベビーブーム世代の高齢化に伴い2040年頃まで減少幅が増大し、高齢者人口(65歳以上)は2040年頃にピークを迎える。こうした人口構造の変化は、基礎自治体による行政サービス提供の持続可能性にも影響を及ぼすこととなる。

各市町において、将来の人口減少や高齢化を見据え、持続可能な行政サービスの提供体制を構築するための工夫や努力が続けられているが、人口の流入や定着を促進するためには、地方公共団体において、多様な住民の意見が地域づくりに反映される仕組みを構築し、地域のニーズに合った独自性のある対策を進めることが求められる。

そのためにも、市町のまちづくりに寄与する権限の移譲を推進して住民サービスの向上を図り、併せて、そのサービスのレベルを維持していくためにも、地域全体でのサービス提供体制を見直し、これまで以上に地方公共団体間の広域連携等を活用するなど効率的な事務の執行体制の構築が求められている。

(4) これからの取組(権限移譲推進の理念)

本県におけるこれまでの権限移譲推進に係る取組の成果及び現在の課題を踏まえ、「市町の政策実現のために必要な権限の移譲を進める」ことにより、一層の住民サービス向上のため、権限移譲を活用していく。

本計画における権限移譲推進の理念

市町の政策実現のために必要な権限の移譲を進める

この理念のもと、市町の意向に応じて新規の権限移譲を進める一方、既に権限移譲している事務についても、市町が当該事務をより執行し易い環境を整えることにより、一層の住民サービスや住民福祉等の向上に繋げていく。

また、国の地方分権改革や各分野の法改正などによる情勢変化に柔軟に対応することと併せ、移譲事務の円滑な執行に必要な人員や予算を確保する必要性を考慮し、本計画の計画期間は令和2年度から令和4年度までの3年間とする。

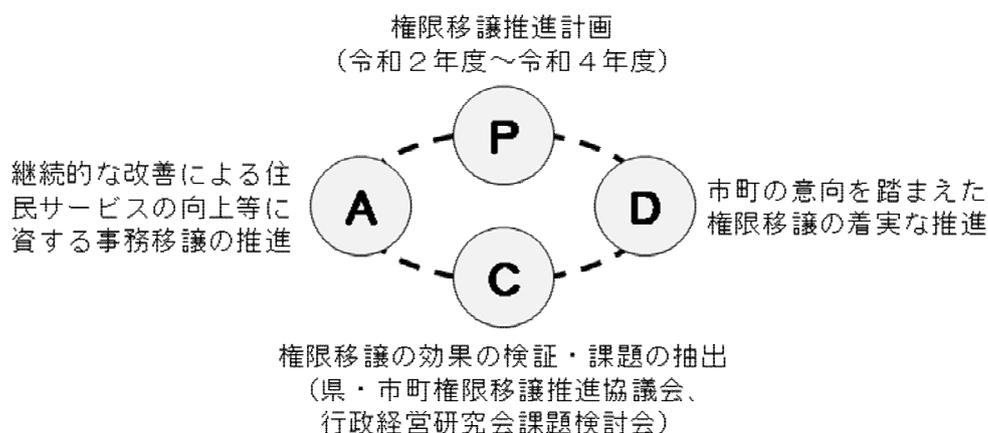
2 権限移譲を推進するための方策

本計画の理念を実現するため、次の具体的な方策を講ずる。

(1) PDCAサイクルの活用

ふじのくに第3期計画において確立したPDCAサイクルを活用し、財政措置や人的支援などにより権限移譲事務の課題の解消・改善を図る。

また、県・市町権限移譲推進協議会や行政経営研究会課題検討会の場を活用し、権限移譲の効果や課題の検証、見直しを継続的に行う。



ア 財政措置

事務処理特例条例制度により市町に権限移譲した事務の処理に要する経費については、権限移譲事務交付金等により適切な財政措置を講じる。

また、社会情勢の変化等により、権限移譲事務交付金の積算が市町の事務処理の実態と乖離していないか、検証・見直しを行う。

イ 人的支援

権限の移譲に当たり、移譲準備や移譲後の円滑な事務執行など、市町における受入体制構築のための人的支援を行う。市町からの求めに応じて、県・市町職員人事交流制度による県職員と市町職員の相互交流や、技術職員等市町派遣制度による県の技術職員等の派遣を行う。

ウ 広域連携の取組に対する支援

本県では、これまで、国から法定移譲された社会福祉法人の監査等を周辺市との間で「職員の相互併任」の手法により処理した事例や、火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく各事務を消防救急の広域化と併せて、近隣の中核的都市に「事務の委託」によって広域的に事務処理を行っている事例がある。

現在議論が進められている第32次地方制度調査会の「市町村合併について

ての今後の対応方策に関する答申」では、今後の基礎自治体による行政サービスの提供体制についての考え方として、「地域の枠を越えた基礎自治体による行政サービスの提供体制については、引き続き、各市町村において、基礎自治体として担うべき役割を踏まえ、自主的な市町村合併、市町村間の広域連携、都道府県による補完などの多様な手法の中から最も適したものを自ら選択できるようにすることが適当」としている。

また、市町からも、専門性が求められる事務や一定の事務量を伴う事務については、関連事務に係る県職員の派遣のほか、事務の共同処理等を活用して周辺市町と連携した受入体制の構築の検討を必要とする、との声が出ている。

こうした状況を踏まえ、権限移譲の推進に当たっては、市町の体制整備や事務執行の効率化に向けて、市町とともに、機関等の共同設置など広域連携の仕組みについても検討を行う。

(2) 事務執行の支援の強化

これまでと同様、市町における権限移譲事務の円滑な執行を支援する。移譲前においては、研修会や説明会の開催、事務処理マニュアルの提供等を、移譲後においても、定期的な研修会や説明会、県と市町の担当者間の意見交換会、事務処理にかかる随時相談、マニュアル等の随時更新等を行う。

さらに、市町から権限移譲事務の課題や支障として、移譲前の県から市への引継ぎや、移譲後の市町内部での引継ぎにおいて、知識やノウハウ等の事務引継ぎが困難という意見が出ている。

県から市町に提供している権限移譲事務のマニュアルをはじめとした引継ぎ資料に、事務によって記載項目や内容に差が見られることから、今後新たに権限移譲する事務については、引継ぎ資料として必要な要素を満たすマニュアル等を用意し市町に十分な事務引継ぎを行うことや、マニュアル等の質を向上することにより、事務引継ぎの課題の解消を図る。

■ 市町が求める引継ぎ資料として必要な要素

区分		必要な項目
事務全般		事務処理の手順、フロー
		Q & A
		事例（過去、違反、問題（トラブル）、希少等）
申請事務		申請書類等の一式（様式集）
		具体的な作成例、注意点
許可、認可事務		許可（審査）の基準（具体的、詳細）
		許可・不許可（受理・不受理）の分かりやすい基準
		申請書等の書類のチェックポイント、注意事項
立入検査事務		立入検査要領
その他	あると良い項目	専門用語の解説
		制度の沿革
	資料の形式	図式化、視覚的なわかりやすさ
	資料以外	事例の随時情報提供
定期的な説明会・会議の実施（資料の説明、補足）		

(3) 全体最適を考慮した移譲事務の柔軟な見直し

本計画の第2章に、実施計画として位置付ける移譲予定事務、協議継続事務及び権限移譲の手順について記載しているが、この実施計画は、社会情勢の変化に応じて、法改正を含めた事務分野の全体像を踏まえて、県と市町の役割分担を柔軟に見直していく。

さらに、理念である「市町の政策実現のために必要な権限の移譲を進める」を実現するために、行政経営研究会課題検討会等で意見交換を行うことにより、市町が移譲を希望する事務を継続して把握する。

また、一部の市町から「これ以上の権限の受入れは難しい」という意見もあることを踏まえると、引き続き、権限移譲の意義を踏まえつつ、政策実現のために必要な行政サービスの提供体制を、県全体として最適化する観点で精査し、事務権限の執行主体の見直し（市町からの事務の返還）¹についても検討する必要がある。

全体最適を考慮した移譲事務の柔軟な見直しに当たっては、県と市町との

¹ ふじのくに第3期計画では「事務の返上」としていたが、「返上」では上下関係があると誤解を生じさせる可能性があることから、地方自治法の県と市町の対等・協力の関係を表すため、本計画では「市町からの事務の返還」に表現を変更した。

役割分担について、不断の検証を行うこととする。検証の際には、市町の自己決定と自己責任の充実拡大を基本とし、単独の市町における事務の執行を目指すものの、単独の市町では、効果的・効率的な行政サービスの提供が困難なものに対して、「補完性の原則」に照らして、柔軟に検討を行う。

具体的には、個別の事務内容に応じた検討を必要とするほか、第32次地方制度調査会において行われている議論を踏まえた検討を行うこととする。

また、事務権限の執行主体の見直し（市町からの事務の返還）に当たっては、事務ごとに移譲した理由、現状と課題を踏まえた上で、移譲時からの事情変更や見直し後の影響等について検証する必要があるとともに、市町に移譲した権限を県に戻した場合、それに伴う課題の発生も想定されることから、これらを踏まえ、事務権限の執行主体の見直し（市町からの事務の返還）の基準となる考え方を以下のとおりとする。

なお、市町が事務権限の執行主体の見直し（市町からの事務の返還）を提案する事務の検討に当たっては、この考え方を基本として、県・市町権限移譲推進協議会や行政経営研究会課題検討会において具体の基準や考え方を県と市町の間で共有した上で、課題の詳細な検証を行う。

■ 事務権限の執行主体の見直し（市町からの事務の返還）の基準となる考え方

事務権限の執行主体の見直しを検討するに当たっての事務の候補の考え方

- ・ 事務処理件数が少ない事務
- ・ 広域に跨がる事例、市町間の調整が必要となる事務、広域によるスケールメリットを活かせる事務
- ・ 法改正や社会情勢の変化に応じ、事務権限の執行主体を見直すことが適切であると考えられる事務

事務権限の執行主体の見直しを判断する際に考慮すべき視点

- ・ 事務の近接性
- ・ 市町における施策としての重要性
- ・ 住民への影響度（利便性が損なわれない等）
- ・ 移譲時と現在の社会状況の変化（人口減、存置される事務権限の関連する法の改正、社会情勢等）
- ・ 移譲された事務権限に基づいた行政処分の係争等の処理方法（協力体制等）
- ・ 事務執行のノウハウや専門知識の確保、継承の困難さ
- ・ 市町の行財政を取巻く環境の急激な変化
- ・ 県における事務の受入体制

第2章 実施計画

1 移譲予定事務等

県と市町で協議を行い、計画期間中に権限移譲することで協議が調った「移譲予定事務」、計画策定時点では権限移譲に向けた協議を継続することとした「協議継続事務」は、それぞれ次のとおりである。

(1) 移譲予定事務

計画期間中に権限移譲することで県と市町の協議が調った「移譲予定事務」は、別表1のとおり10法令94事務であり、これらの法令数及び事務数の内訳は次のとおりとなる。

■ 年度内訳

年 度	法令数	事務数
令和2年度	7	38
令和3年度	3	56
令和4年度	—	—
合 計	10	94

■ 新規・拡充内訳

区 分	法令数	事務数
新規 新たに権限移譲する事務	6	25
拡充 既に権限移譲している事務の対象市町の拡大	4	69

■ 分野内訳

分 野	法令数	事務数
まちづくり・土地利用規制	2	50
福祉・医療	4	12
生活・安全	2	23
産業振興	2	9

(2) 協議継続事務

本計画策定時点では協議が調わなかった事務で令和2年度以降に引き続き協議を行う事務（別表2の4法令47事務）を「協議継続事務」とし、県と市

町の協議が調った段階で移譲手続を進めるものとする。

なお、市町の希望に弾力的に対応するため、協議継続事務以外の事務についても、市町が移譲を希望する場合は協議を行い、調整が済んだものを移譲していく。

2 権限移譲の基本的な手順

本計画に基づく事務処理特例条例による事務権限の移譲に当たっては、次の手順により県と市町との間で協議及び調整を行う。

① 移譲事務の確認等

県は、毎年度当初に、市町に対して以下の確認、照会を行う。

- ・ 「移譲予定事務一覧」に記載された事務について、該当市町に対して事務を移譲することの確認
- ・ 「協議継続事務一覧」に記載された事務について、該当市町に対して権限移譲の希望の有無を照会し、希望がある市町と協議及び調整の上、移譲事務の内容や移譲年度等を決定
- ・ 本計画に記載の無い事務について、全市町に対して移譲希望の有無を照会し、希望がある市町と協議及び調整の上、移譲事務の内容や移譲年度等を決定

② 移譲前の事務引継ぎ

県は、①において市町との間で権限移譲することを確認した事務について、研修会の開催、マニュアル等の整備・提供など、円滑な事務の引継ぎに向けて必要となる支援を行う。

③ 権限の移譲

県は、①及び②により権限移譲を行うこととした事務について、地方自治法第252条の17の2第2項に基づく市町との協議（法定協議）を経て、「静岡県事務処理の特例に関する条例」に当該事務を追加し、権限移譲を行う。

移譲の時期は、原則として協議及び調整を行った年度の翌年度4月1日とする。

④ 移譲後の県の協力体制

県は、移譲後においても定期的な研修会や説明会、県と市町の担当者間の意見交換会、事務処理にかかる随時相談、マニュアル等の随時更新など、市町の事務執行の支援や連携強化を行う。

移譲予定事務一覧

別表1

令和2年度移譲予定事務

法令名	条項	主な事務の内容	移譲することにより期待される効果	対象市町	県担当課
浄化槽法	第11条の2第1項	浄化槽の使用休止の届出の受付	法改正により新設された事務であり、既に移譲している設置届や使用廃止届と合せて移譲することにより、申請者の利便性の向上が図られる。 【市町からの手挙げにより移譲する事務】	沼津市、富士市 (法改正に伴う新規事務の移譲)	くらし・環境部 生活環境課
	第11条の2第2項	浄化槽の使用再開の届出の受付			
	附則第11条第1項	特定既存単独処理浄化槽に対する措置の助言又は指導			
	附則第11条第2項	特定既存単独処理浄化槽に対する措置の勧告			
	附則第11条第3項	特定既存単独処理浄化槽に対する措置の命令			
	第49条第1項	浄化槽台帳の作成			
	第49条第2項	浄化槽台帳の作成に必要な情報の提供の要請			
	第5条第1項	浄化槽の設置及びその構造又は規模の変更の届出に係る届出書の受付	身近な市町に届出書類の提出が可能となり、住民の利便性の向上が図られる。 (經由事務)	三島市、富士宮市、島田市、御殿場市、裾野市、湖西市、伊豆市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町 (新規移譲)	健康福祉部 衛生課
	第11条の2第1項	浄化槽の使用休止の届出に係る届出書の受付			
	第11条の2第2項	浄化槽の使用再開の届出に係る届出書の受付			
	第11条の3	浄化槽の使用廃止の届出に係る届出書の受付			
温泉法	第14条の2第1項	温泉の採取の許可	ゆう出する温泉の可燃性天然ガスに関する安全や衛生等に関する一元管理が可能となる。 また、窓口が集約され、申請者である事業者等の利便性の向上が図られる。	静岡市 (移譲対象市町の拡充)	健康福祉部 衛生課
	第14条の3第1項	温泉の採取の許可に係る承継の承認(法人の合併等)			
	第14条の4第1項	温泉の採取の許可に係る承継の承認(相続)			
	第14条の5第1項	可燃性天然ガスの濃度についての確認			
	第14条の6第2項	可燃性天然ガスの濃度についての確認に係る承継の届出の受付			
	第14条の7第1項	温泉の採取のための施設等の変更の許可			
	第14条の8第1項	温泉の採取の事業の廃止の届出の受付			
	第14条の8第3項	温泉の採取の事業の廃止等に係る命令			
	第14条の9第1項	温泉の採取の許可の取消し			
	第14条の9第2項	温泉の採取の取消し等に係る命令			
	第14条の10	温泉の採取に係る緊急措置命令等			
	第34条	温泉源から温泉を採取する者からの報告の徴収(土地を掘削する者に対するものを除く。)			
	第35条第1項	温泉の採取の場所への立入検査及び質問(土地の掘削の工事の場所に係るものを除く。)			
覚せい剤取締法	第30条の14第2項	交付又は調剤した医薬品である覚せい剤原料の廃棄の届出に係る届出書の受付	法改正により新設された事務であり、既に移譲している各種届出書の受付と合せて移譲することにより、申請者の利便性の向上が図られる。 (經由事務)	静岡市、浜松市 (法改正に伴う新規事務の移譲)	健康福祉部 薬事課
	第30条の14第3項	医薬品である覚せい剤原料の譲受の届出に係る届出書の受付			
公職選挙法施行令	第59条の2第1項第1号	身体障害者の両下肢等の障害の程度に関する書面による証明	既に移譲している身体障害者手帳の認定、交付台帳管理事務と合せた事務執行が可能となる。	富士市 (新規移譲法令)	健康福祉部 障害福祉課
	第59条の3の2第1項第1号	身体障害者の上肢又は視覚の障害の程度に関する書面による証明			
日本国憲法の改正手続に関する法律施行令	第73条第1項第1号	身体障害者の両下肢等の障害の程度に関する書面による証明		富士市 (新規移譲法令)	健康福祉部 障害福祉課
	第75条第1項第1号	身体障害者の上肢又は視覚の障害の程度に関する書面による証明			
水産業協同組合法	第68条第4項 (第96条第5項において準用する場合を含む。)	漁業協同組合及び水産加工業協同組合に係る解散の届出の受付	法改正により新設された事務等であり、既に移譲している事務と合せて移譲することにより、申請者の利便性の向上が図られる。	静岡市、浜松市 (法改正に伴う新規事務の移譲)	経済産業部 水産振興課
	第68条の2第1項 (第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)	休眠組合に対する事業を廃止していない旨の届出をすべき旨の公告及び休眠組合からの事業を廃止していない旨の届出の受付			
	第68条の2第2項 (第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)	休眠組合に対する公告した旨の通知			

法令名	条項	主な事務の内容	移譲することにより期待される効果	対象市町	県担当課
水産業協同組合法 (続き)	第68条の3第3項 (第86条第4項及び 第96条第5項におい て準用する場合を含 む。)	組合継続の届出の受付	法改正により新設された事 務等であり、既に移譲してい る事務と合せて移譲すること により、申請者の利便性の 向上が図られる。	静岡市、浜松市 (法改正に伴う新 規事務の移譲)	経済産業部 水産振興課
	組合等登記令	みなしによる解散の登記の嘱託			
	政令改正予定	命令による解散の登記の嘱託			
	政令改正予定	提起期間内に提起されなかったことを証する書面の交付			

■令和3年度移譲予定事務

法令名	条項	主な事務の内容	移譲することにより期待される効果	対象市町	県担当課
社会福祉法	第69条第1項	第二種社会福祉事業の開始の届出の受付 (地域子育て支援拠点事業、子育て援助支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)に限る。)	届出受付等の事務を市町 が執行することで、申請者の 利便性の向上が図られる。 また、事業主体である市町 で事務が完了し、事務処理 の迅速化が図られる。	長泉町 (移譲対象市町の 拡大)	健康福祉部 こども未来課
	第69条第2項	第二種社会福祉事業の変更届、廃止届の受付 (地域子育て支援拠点事業、子育て援助支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)に限る。)			
	第70条	社会福祉事業を営業者からの報告の徴収、検査及び調査 (検査及び調査にあつては、市町が営業者に係るものを除く。) (地域子育て支援拠点事業、子育て援助支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)に限る。)			
	第72条第1項	報告の徴収等に応じなかったことによる社会福祉事業を営業者に対する事業の制限・停止命令 (地域子育て支援拠点事業、子育て援助支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)に限る。)			
	第72条第2項	適切な利用契約事務を行なわなかったことによる社会福祉事業を営業者に対する事業の制限・停止命令 (地域子育て支援拠点事業、子育て援助支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)に限る。)			
	第72条第3項	届出を行わずに事業を営業者に対する事業の制限・停止命令 (地域子育て支援拠点事業、子育て援助支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)に限る。)			
密集市街地における 防災街区の整備の 促進に関する法律	第122条第1項	個人施行による防災街区整備事業の認可	防災性及び住環境の向上 を目的としたまちづくりが、現 状の状況を踏まえた市町に より適切、迅速に実施でき る。	富士市 (移譲対象市町の 拡大)	くらし・環境部 建築安全推進課
	第128条第1項 (第129条第2項及 び第132条第2項に おいて準用する場 合を含む。)	施行の認可の公告及び図書の送付			
	第129条第1項	基準又は規約及び事業計画の変更の認可			
	第131条第1項	法律及び基準又は規約で定める権限を行う審査委員の承認			
	第132条第1項	防災街区整備事業の終了の認可			
	第136条第1項	防災街区整備事業組合の設立の認可			
	第136条第2項	事業計画決定前の防災街区整備事業組合の設立の認可			
	第136条第3項	防災街区整備事業組合による事業計画の認可			
	第140条第1項 (第157条第2項、第 169条及び第172条 第2項において準用 する場合を含む。)	施行地区となる区域を管轄する市町村長への事業計画の送付			
	第140条第3項 (第157条第2項及 び第172条第2項に おいて準用する場 合を含む。)	防災街区整備事業に関係のある土地等に権利を有する者等からの意見書の受付			
	第140条第4項 (第157条第2項及 び第172条第2項に おいて準用する場 合を含む。)	意見書の内容審査、事業計画の修正命令、意見者への採択しない旨の通知			

法令名	条項	主な事務の内容	移譲することにより期待される効果	対象市町	県担当課
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(続き)	第140条第6項 (第157条第2項及び第172条第2項において準用する場合を含む。)	事業計画修正の申告の受付	防災性及び住環境の向上を目的としたまちづくりが、現状の状況を踏まえた市町により適切、迅速に実施できる。	富士市 (移譲対象市町の拡大)	くらし・環境部 建築安全推進課
	第143条第1項 (第157条第2項において準用する場合を含む。)	防災街区整備事業組合設立又は事業計画の認可の公告等			
	第143条第2項 (第157条第2項において準用する場合を含む。)	事業計画決定前の防災街区整備事業組合設立の認可の公告等			
	第157条第1項	定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可			
	第163条第4項	事業組合の解散の認可			
	第163条第6項	事業組合の設立認可の取消又は解散認可の公告			
	第165条第1項	事業会社による防災街区整備事業の認可			
	第171条第1項 (第172条第2項、第175条第2項及び第178条第2項において準用する場合を含む。)	事業会社の認可の公告等			
	第172条第1項	事業会社の規程又は事業計画の変更の認可			
	第175条第1項	事業会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受けの認可			
	第177条第1項	事業会社が選任する審査委員の承認			
	第178条第1項	事業会社による防災街区整備事業の終了の認可			
	第204条第1項 (同条第4項において準用する場合を含む。)	権利変換計画の決定及び認可(個人施行者、事業組合及び事業会社に係るものに限る。)			
	第236条第3項	特定建築者の決定の承認(個人施行者、事業組合及び事業会社に係るものに限る。)			
	第269条第1項	個人施行者に対する検査及び必要な措置の命令			
	第269条第2項	個人施行者に対する防災街区整備事業の施行認可の取消し			
	第269条第3項	個人施行者に対する防災街区整備事業の施行認可の取消しの公告			
	第270条第1項	事業組合の事業又は会計状況の検査			
	第270条第2項	請求に基づく事業組合の事業又は会計状況の検査			
	第270条第3項	検査に基づく必要な措置の命令			
	第270条第4項	事業組合の設立の認可の取消し			
	第270条第5項	組合員の申出に基づく総会、総会の部会及び総代会の招集			
	第270条第6項	組合員の申出に基づく組合の理事、監事及び総代の解任の投票の実施			
	第270条第7項	議決、選挙、当選及び解任の投票の取消し			
	第271条第1項	事業会社の事業又は会計状況の検査			
	第271条第2項	請求に基づく事業会社の事業又は会計状況の検査			
	第271条第3項	検査に基づく必要な措置の命令			
第271条第4項	事業会社の施行の認可の取消し				
第271条第5項	事業会社の施行の認可の取消しの公告				
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第26条第3項 (第30条において準用する場合を含む。)	個人施行者の選任する審査委員の解任の承認			

協議継続事務一覧

別表2

■ 移譲市町拡大事務（県内市町で既に移譲実績のある事務の未移譲市町への拡大）

法令名	条項	主な事務の内容	移譲することにより期待される効果	対象市町	県担当課
浄化槽法	第5条第1項	浄化槽の設置及びその構造又は規模の変更の届出の受付	市町の生活排水処理行政との一体的な処理により、予定適切な管理、きめ細やかな監視指導が可能となる。	伊豆の国市（移譲対象市町の拡大）	くらし・環境部 生活環境課
	第5条第2項	浄化槽の設置又は変更の計画についての勧告			
	第5条第4項	届出の内容が相当であると認める旨の通知			
	第7条第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。）	設置後等の水質に関する検査の報告の受付			
	第7条の2第1項	設置後等の水質に関する検査に係る指導及び助言			
	第7条の2第2項	設置後の水質に関する検査の勧告			
	第7条の2第3項	設置後の水質に関する検査の命令			
	第10条の2	報告書の受付			
	第11条の2第1項	浄化槽の使用休止の届出の受付			
	第11条の2第2項	浄化槽の使用再開の届出の受付			
	第11条の3	浄化槽の使用廃止の届出の受付			
	第12条第1項	浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃の助言、指導及び勧告			
	第12条第2項	浄化槽の清掃について必要な改善措置の命令			
	第12条の2第1項	水質に関する検査の指導及び助言			
	第12条の2第2項	水質に関する検査の勧告			
	第12条の2第3項	水質に関する検査の命令			
	第53条第1項	浄化槽の保守点検、清掃、業務に関する報告の徴収（浄化槽管理者に係るものに限る。）			
	第53条第2項	浄化槽管理者への立入検査及び質問			
	第49条第1項	浄化槽台帳の作成			
	第49条第2項	浄化槽台帳の作成に必要な情報の提供の要請			
附則第11条第1項	特定既存単独処理浄化槽に対する措置の助言又は指導				
附則第11条第2項	特定既存単独処理浄化槽に対する措置の勧告				
附則第11条第3項	特定既存単独処理浄化槽に対する措置の命令				
農地法	第4条第1項	農地転用の許可（2ha以下）	優良農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用が行われることが期待できる。 また、県の審査が省略されることにより、行政手続の簡素化や事務処理の迅速化が図られ、申請者の負担軽減や利便性の向上につながる。	伊豆市（移譲対象市町の拡大）	経済産業部 農地利用課
	第4条第8項	国又は県が農地転用する場合の協議（2ha以下）			
	第5条第1項	農地等の転用のための権利移動の許可（2ha以下）			
	第5条第4項	国又は県が農地等の転用のために権利移動する場合の協議（2ha以下）			
	第49条第1項	法律による買収その他の処分をするために必要があるときの立入調査・測量並びに調査等の障害となる竹木等の除去若しくは移転			
	第50条	法律を施行するために必要があるときの土地の状況等に関する報告の要求			
	第51条第1項	違反転用に対する現状回復等の措置を講ずることの命令			
	第51条第3項	違反転用に対する現状回復等の措置を講じないときの自らの措置、措置に要する費用の徴収の公告			
農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2第1項	農用地区域内における開発行為の許可	農地法と併せて移譲することにより、市内で手続が完了し申請者の事務負担の軽減につながる。 また農用地区域を設定し、地域における土地利用の実情を詳細に把握している市が権限を行使することで、迅速な対応が可能となる。	伊豆市（移譲対象市町の拡大）	経済産業部 農地利用課
	第15条の2第8項	国・地方公共団体が農用地区域内で開発許可を行おうとする場合に係る協議			
	第15条の3	農用地区域内における開発行為に違反した場合の中止又は復旧の命令			
	第15条の4第1項	農用地区域外における開発行為についての勧告			

■ 本県未移譲法令事務（他県において移譲実績のある本県未移譲法令の事務）

法令名	条項	主な事務の内容	移譲することにより期待される効果	対象市町	県担当課
住宅宿泊事業法	第3条第1項	住宅宿泊事業の届出の受付	市町ごとに、民泊に対する方針の展開や弾力的な運用が可能となる。 また、民泊事業者や周辺住民に対し、より迅速に対応等が可能となり、市町住民の利便性等に寄与する。	静岡市 (新規移譲法令)	健康福祉部 衛生課
	第3条第4項	住宅宿泊事業の変更の届出の受付			
	第3条第6項	住宅宿泊事業の廃止等に係る届出の受付			
	第8条第1項 (第36条において準用する場合を含む。)	宿泊名簿の提出要求			
	第14条第1項	定期報告の受付			
	第15条第1項	業務改善の命令			
	第16条第1項	業務の全部又は一部の停止命令			
	第16条第2項	住宅宿泊事業の廃止の命令			
	第17条第1項	住宅宿泊事業者等からの報告徴収及び立入調査等			
	第18条第1項	条例による住宅宿泊事業の実施の制限			